

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人寒河江市社会福祉協議会が運営する事業に係る感染症の予防及びまん延防止のため本指針を定める。

1 感染症の予防及びまん延防止のための基本的考え方

利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、利用者及びその家族並びに職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2 感染症の予防及びまん延のための体制

- (1) 感染症の予防及びまん延のための対策を検討するために、感染症対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (2) 委員会は、事務局長、事務局次長、事業所管理者その他事務局長が必要と認める者で構成する。
- (3) 委員会は、事務局長が招集し、議長を務める。
- (4) 委員会は、概ね6月に1回以上定期的に開催するほか必要に応じて開催し、検討結果を職員に対して周知する。
- (5) 委員会は、次の掲げる事項について検討する。
 - ① 感染症の予防対策及び発生時の対策に関すること。
 - ② マニュアル等の作成及び見直しに関すること。
 - ③ 職員を対象とした感染対策研修の企画及び実施に関すること
 - ④ 利用者及び職員の健康状態に関すること。

3 平常時の対応

- (1) 事業所内の感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、掃除、消毒を定期的に行い、衛生管理、清潔保持に努める。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、検温、手洗い、手指消毒、うがいを行う。
- (3) 職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ・食欲などについて日常から注意して観察し、異常症状を発見したら、速やかに家族及び主治医に知らせる。

4 感染症の発生時の対応

- (1) 事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関、保健所、市その他関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努め、その内容及び対応について職員に周知する。

- (2) 利用者の居宅において、感染症又はそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。
- (3) 感染拡大の防止については、保健所及び市からの指示に従い実施する。
- (4) 情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取扱いに十分な注意を払うものとする。

5 その他

- (1) 指針及び感染症対策に関するマニュアル等は委員会において、定期的に見直す。
- (2) 指針は、事業所に備え置くとともに、ホームページに掲載する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。